

業務委託等の積算根拠と取組みの課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

1. 建設工事・委託・指定管理等の事業・業務の流れ

公契約は、広義の公契約と狭義の公契約とに定義することができる。広義の公契約には、予定価格の算定と入札手続きをふくむ。

自治体が契約当事者として、業務委託契約・工事請負契約等を行うためには、当然その業務の手順がある。そして、それぞれの業務が適切に行われることが必要である。ここでは建設工事のような請負と、業務委託および指定監理者制度に分けて簡単に表にしてみよう。下表のうち、網かけしたところが広義の公契約である。

	建設工事	業務委託	指定管理者制度
設計等	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務（委託がほとんど） 設計図書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の選定 委託業務の範囲の確定 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務の選定 指定管理業務の範囲の確定
予定価格の算定	<ul style="list-style-type: none"> 数量算出、積算 入札図書類作成 	<ul style="list-style-type: none"> 見積もり合わせ、前年度 実績等による予定価格の決定 委託仕様書等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料の算定 選定要綱等の策定
入札	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札 指名競争入札 随意契約 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札 指名競争入札 随意契約 	<ul style="list-style-type: none"> 公募（非公募あり） 選定委員会による選定
契約	<ul style="list-style-type: none"> 契約書 契約約款 設計図書類（特約条項） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書 契約約款 委託仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> 基本協定書 年度ごとの協定書
施工等	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務の実施
完了	<ul style="list-style-type: none"> 工事完了届 工事検査 	<ul style="list-style-type: none"> 納品等 監査等 	<ul style="list-style-type: none"> (年度ごとに) モニタリング 事業評価 事業報告書

*網かけしたところは広義の公契約

狭義の公契約はILO94号条約を実現するための契約をいう。上表でいえば網かけの三番目の契約の段階の課題である。2017年4月1日現在において、公契約条例は下表のように、公契約条例の要件を備えた条例17条例、理念条例・基本条例など（要件を備えていない条例）20条例、合わせて37条例となっている。

公契約条例の要件を備えた条例

労働条項に特化した条例			総合的条例
建設工事・業務委託・指定管理を対象	建設工事・業務委託を対象	建設工事を対象	予定価格の適正算定、総合評価入札、労働条項を規定
野田市公契約条例 川崎市契約条例 多摩市公契約条例 相模原市公契約条例 厚木市公契約条例 足立区公契約条例 直方市公契約条例 三木市公契約条例 千代田区公契約条例 高知市公共調達条例 渋谷区公契約条例 我孫子市公契約条例 加西市公契約条例 加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例 豊橋市公契約条例 越谷市公契約条例	(野田市は当初、建設工事・業務委託を対象とし、指定管理を対象としていなかったが、条例を改正し、現在は指定管理も対象)	(渋谷区公契約条例は改正して現在は業務委託、指定管理も対象)	国分寺市公共調達条例
16	—	—	1
17			

理念条例・基本条例など（要件を備えていない条例）

理念的な条例	基本条例（労働環境の整備などを規定）	建設工事の質の確保などを規定	建設工事の総合評価入札を規定
長野県契約に関する条例 四日市市公契約条例 大和郡山市公契約条例 岐阜県公契約条例 大垣市公契約条例 加賀市公契約条例 旭川市における公契約の基本を定める条例 丸亀市公共調達基本条例	奈良県公契約条例 秋田市公契約基本条例 前橋市公契約基本条例 草加市公契約基本条例 世田谷区公契約条例 (岩手) 県が締結する契約に関する条例 京都市公契約基本条例 愛知県公契約条例 尼崎市公共調達基本条例 郡山市公契約条例	山形県公共調達条例	江戸川区公共調達基本条例
8	10	1	1
20			

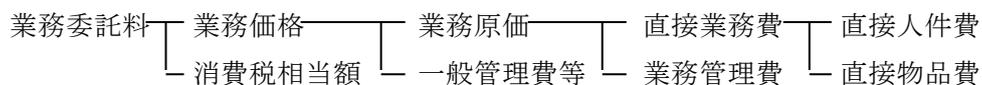
公契約によって社会的価値を実現し、官制ワーキングプアをなくすためには、広義の公契約の三段階（予定価格の算定、入札、契約）それぞれにおいて改革が必要とされること

になる。とりわけ、業務委託・指定管理においては三段階とも課題が多い。

2. 予定価格の積算

- 建設工事は積算体系ができています。
 - ・ 国土交通省と農林水産省が運用している「公共工事設計労務単価」（二省単価ともいう）がある。（最も新しいのは、国土交通省と農林水産省が平成28年度に実施した公共事業労務費調査結果に基づき、平成29年3月から適用する単価である）。
 - ・ 都道府県、市町村もこの単価に準拠して積算・算定を行っている。
- 業務委託、指定管理業務は、積算体系ができていない。
 - ・ 国においても「建築保全業務積算要領」「同、労務単価」（官庁営繕、官庁の維持・保守業務で使用）などがあるに過ぎない。
 - ・ 自治体の業務委託の予定価格は、「見積もり合わせ」や「前年度契約金額」などが用いられ、市場価格とは著しくかい離する場合がほとんど。
 - ・ ようやく近年、自治体の中にもこの課題に対する問題意識が広がりつつある。ただし、現段階では「建築保全業務労務単価」に準じて算定するものであり、清掃や設備管理などの限られた業務に限定されている（青森県、島根県など）。

<業務委託費積算の体系>



- 建築保全業務積算要領、建築保全業務労務単価
建築保全業務労務単価（東京都の推移）
（別紙）
- 島根県清掃業務委託料算定要領
（別紙）
- 帯広市の人件費の積算（帯広市・委託業務および指定管理業務実施上の留意事項）。
<帯広市・委託業務の労務単価－積算根拠一覧（職種と単価は省略）>
 - ア 二省（国土交通省、農林水産省）設計労務単価、北海道労務単価
 - イ 建築保全労務単価（国土交通省）
 - ウ 設計業務技術者単価（国土交通省）

エ 賃金日額単価（帯広市）－職種のみ紹介

事務補助、技術補助、運転手、保育士、保育所事務補助員、公園・街路作業員、草刈清掃作業員、用務員

オ 保育所職員の本俸基準額等（児童福祉法による保育所運営国庫負担金交付要綱）

カ 介護労働実態調査所定内賃金（（財）介護労働安定センター）

キ ソフトウェア開発、システム開発、システム管理業務技術者単価（積算資料）

ク し尿及び汚水収集運搬業務単価（事務所雇用実態調査報告書資料）

＜帯広市の指定管理業務における人件費の積算について＞

- ・ 人件費の積算については、職種、勤務体系などから「業務委託」の労務単価が参考となる場合は、その単価を採用し、参考となる単価がない場合は、帯広市の一般職員給与、嘱託職員の報酬及び厚生労働省賃金構造基本統計調査（北海道分）を参考にした以下の単価で積算
- ・ ただし、施設の特殊性、職種の専門性、勤務の変則性などにより個別の判断が必要な場合には、別途積算
- ・ なお、必要な共済費（社会保険料、介護保険料、労働保険料）については、別途積算に加えるものとします。
- ・ また、施設の管理運営形態や職員の職務などを勘案し、人件費単価の区分を設けることができるものとし、その場合、正規職員については、定期昇給を加えることを基本
（ア） 労働時間が週 38 時間 45 分を基本にした者の給与月額単価

次の 4 区分を基本とし、4 区分で積算できない場合には、各区分の給与月額に補正係数（0.9～1.1）を乗じることができる。

区 分	金 額
高度あるいは専門的な業務を指導、統括する能力を有する者	341,800
業務に精通し、部下を指導して複数の業務を担当する者	269,400
一般的な業務を複数担当し、また上司の指導のもとに高度な業務を担う者	228,100
上司の指導のもとに一般的な業務の一部を担当する者	174,100

（イ） 労働時間が週 38 時間 45 分に比べて基本的に短い者の月額単価

区 分	金 額
相当の知識、経験若しくは専門的技術を要し、常時勤務を要しない職	177,300

○ 予定価格の「適正積算」の条例化などの動き

- ・ 条例化の例 相模原市

相模原市は、公契約条例を受けて「相模原市業務委託最低制限価格取扱要領」を定め、予定価格の算定について、次のように定めた。業務委託に関して明確な算定基準

を定めるのは画期的なことである。下記のように、国土交通省の建築保全業務積算基準の例によっている。

■相模原市業務委託最低制限価格取扱要領

(予定価格)

第3条 最低制限価格を設ける入札において予定価格を算定する場合は、予定価格の算定の基礎となる次に掲げる費目ごとに額をあらかじめ定めるものとする。この場合における費目は、国土交通省が定める建築保全業務積算基準の例による。

- (1) 直接人件費
- (2) 直接物品費
- (3) 業務管理費
- (4) 一般管理費等

(見積書への費目の記載)

第4条 予定価格の算定の基礎となる見積書を徴する場合は、前条各号に掲げる費目に基づく積算の内訳を求めるとともに、直接人件費について、当該業務に従事する労働者の人数及び時間等の算定の根拠を明らかにするものとする。

- 熊本市指定管理に係る管理運営経費の「積算総額」の算定
(別紙)

- 滋賀県草津市 市民と市職員のための協働契約ハンドブック
事業費の積算について、間接費の積算について (別紙)

3. 課題

業務委託や指定管理における委託費予定価格や指定管理料予定価格について、現状は既述のとおりである。今後、都道府県、市区町村を問わず、予定価格等を適正に算定する取組みを強化することが課題である。

参考例としてあげた自治体の取組みは、先進例である。予定価格等を適正に算定し、最低制限価格制度などを運用し、公契約条例を策定することは、そこで働く労働者・スタッフのワーキングプア化を防ぐだけでなく、公共サービスの水準を高め、地域の経済循環にも資するものである。都内自治体の取組み強化を期待したい。